

Title	欧州防衛共同体を設立するための條約
Sub Title	Treaty constituting the European defense community (Japanese translation from the French original text)
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.7 (1953. 7) ,p.33- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530715-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州防衛共同體を設立するための條約

中 村 洸

試譯に當つて

第二次世界戦争後のヨーロッパの國際狀勢は、正に *Vigilia pretium libertatis* 「警戒は自由の代價である。」という標語に導かれた緊張の連續を物語っている。國際的緊張の中に北大西洋條約が成立し、またドイツとの平和契約の成立に伴つて西歐防衛をドイツを含めて強化しようとする西歐諸國の動きは、ここに欧州防衛共同體條約と呼ばれるほう大な條約を一九五二年五月二十七日に成立せしめた。この條約は、本來防衛的要求にもとづくものであるが、國際法的に見ても重要な意味を有している。というわけは、この條約がその冒頭に超國家的性格「*caractere supranational*」という用語を用い、軍事、財政、經濟等の諸分野において、締約國の共同體への權能の委譲を共通に承認するという劃期的な特徴を示し、更にこの計畫は欧州を統一する聯邦又は國家連合制確立への一階程としての意味を具有しているからである。かような新らしい見地に立脚するものだけに、ドイツ、フランスにおいてこの批准に強力な

欧州防衛共同體を設立するための條約

反對が起り、また遙か極東のわが國の新聞にも毎日に扱われている。既に署名後一年を經過したこの條約が、効力を發生するか否かは未知である。しかし締約國の一つであるオランダは、積極的に憲法を改正してこの條約の發効にそなえ、また歐洲聯邦憲法草案の討議が進められている現在において、たとえこの條約が批准されざる條約として死滅したとしても、國際社會の地域的組織化への一つの道程を意味するものであらう。

この條約に關して、譯者はさきに國際法外交雜誌（五二卷第一・二合併號）に NATO に直接關係する條項に限つて抄譯を試みたのであるが、ここに改めて基本條約の全文を原文から邦譯することとした。譯出に當つては、前回國際法外交雜誌に採録したのもも改譯した。正文の出所は、在ドイツ日本大使館、公信第一一號附屬として外務省に送られたドイツの *Presse und Informationsamt der Bundesregierung* 發行の *Vertrag über die Gründung der Europäischen Verteidigungsgemeinschaft* のドイツ語の正文である。

歐州防衛共同體を

設立するための條約

(一九五二年五月二十七日パリで署名)

ドイツ聯邦共和國大統領、ベルギー國皇帝陛下、フランス共和國大統領、イタリー共和國大統領、ルクセンブルグ國大公陛下、オランダ國皇帝陛下は、

他の自由な諸國民と共同し、國際連合憲章の精神に従い、同様な目的を持つている諸機構と密接に連繫し、殊にすべての侵略に對する西ヨーロッパの防衛を確保することによつて平和の維持に貢獻することを決意した、

超國家的ヨーロッパ機構の中に集められた彼らの防衛軍が、軍事的要求と兩立しうる程度でできる限り、その人員及び資材を完全に統合し、それがすべて必要な迅速さと有効さを以て、この目標に到達する最も妥當な手段であることを考慮し、

この統合が、殊に共同の豫算と共同の軍備計畫の確立によつて、諸國の資源を最も合理的な且つ最も經濟的な利用に導くものであることを確信し、

同時に社會的進歩を阻害することなしに、彼らの防衛力の發展を確保することを決定した、

彼らの國民の共通の遺産である精神的並びに道德的價値を安全にすることを希望し、且つ締約國間に區別なく組織された共同の軍隊は、國家的愛國心がその力を失うことなく、むしろ却つて強固なものであり、且つより廣い枠において調和されるものであることに意見が一致した、

同時に、統一ヨーロッパの形成への途へ新たなる且つ基本的段階を劃するものであることを意識し、

歐州防衛共同體を設立することを決定し、且つこの目的のために以下の全權委員を任命した。

ドイツ共和國大統領

總理、外務大臣 コンラート・アデナウワー

ベルギー國皇帝陛下

外務大臣 ポール・ヴァン・ゼーランド

フランス共和國大統領

外務大臣 ロベール・シューマン

イタリー共和國大統領

外務大臣 デ・ガスベリ

ルクセンブルグ國大公陛下

外務大臣 ベッシユ

オランダ國皇帝陛下

外務大臣 ステイカー

彼らはその全權を交換し、且つそれが善良にして妥當な形式であることを認めた後、以下の條款を合意した。

第一章 基本規定

第一節 欧州防衛共同體

第一條

この条約により締約國は、共同の機關、共同の軍隊及び共同の財政からなる、超國家的性格を有する欧州防衛共同體を組織する。

第二條

1 共同體は、専ら防衛を目的とする。
2 そのため、この條約に示された條件のもとに、共同體は北大西洋條約の枠内で西歐防衛に關與し、且つ締約國の防衛軍の統合を行い及びその資源を合理的且つ經濟的に利用することによつて、締約國の安全を一切の攻撃から保障する。

3 ヨーロッパにおける締約國のいずれか一つに對し、又は欧州防衛軍に對して行われるいかなる武力攻撃も、全締約國に對する攻撃とみなされる。

締約國及び欧州防衛軍は、かように攻撃された締約國又は軍隊に對して、できる限りの手段を以て一切の軍事的及び他の援助と助力を與える。

第三條

1 共同體は、負擔を最も少なく且つ最も大なる効果を齎らす方法を利用する。共同體は、その職務の遂行のため必要な範圍で干與しうるにすぎないものであり、個人の公の自由並びに基本的權利を尊重する。共同體は締約國の固有の利益が、その基本的利益と矛盾しないすべての範圍で考慮されていることに留意しなければならない。

欧州防衛共同體を設立するための條約

2 共同體にその職務を遂行することを可能ならしめるために、締約國は後記第八七條及び第九四條の規定に従つて決定され、必要とされた分擔額をその處分に一任する。

第四條

共同體は、自由な諸國民と並びにその目的が共同體のそれと同様なすべての機關と共同して行動する。

第五條

共同體は、北大西洋條約機構と緊密に協同する。

第六條

この條約は、締約國間のいかなる差別的取扱いを包含するものではない。

第七條

共同體は、法人格を有する。
國際關係において、共同體はその職務の行使並びにその目的達成のため必要な權利能力及び行爲能力を享有する。

締約國の各々において、共同體は、この國家の法人に與えられている最も廣い權利能力及び行爲能力を享有する。共同體は、殊に不動産並びに動産を取得し讓渡することができ、また訴訟能力を享有する。

共同體は、その賦與された權能の枠内で各々その機關によつて代表される。

第八條

1 共同體の機關は次のものである。

關係會議 以下會議と稱す。

一般總會 以下總會と稱す。

共同體總本部 以下總本部と稱す。

裁判所 以下裁判所と稱す。

2 後記第一二六條の規定を害することなしに、この條約によつて確立されたこれらの機關の組織は、後記第三八條に規定された聯邦又は國家連合制の確立から生ずる新しい組織によつておきかえられるまで有効に存續する。

第二節 歐洲防衛軍

第九條

共同體の武裝軍——以下「歐洲防衛軍」と呼ぶ——は、この條約に規定された條件のもとに、締約國によつてその統合のために共同體の配備におかれた分遣隊から構成される。

いかなる締約國も、後記第一〇條に規定された以外に國家武裝軍を徵募しまた維持してはならない。

第一〇條

1 締約國は、締約國が防衛の責任を負擔するヨーロッパにあらざる地域での使用に充てるため國家武裝軍を、また同様にその本國に駐留し且つこの軍隊の維持並びに交代の實施に必要な部隊を、徵募し且つ維持することができる。

2 締約國は、またベルリンで、オーストリアで又は國際連合の決定にもとづき締約國が負擔する國際的使命に應じた國家武裝軍

を、同様に徵募し且つ維持することができる。この使命が終了した場合には、これらの部隊は解消され又は共同體の配備におかれる。

これらの部隊の交代は、北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の同意により、關係締約國から創設された分遣隊を構成し且つ歐洲防衛軍に所屬している單位部隊との交替によつて實施される。

3 各締約國において國家元首の個人的守衛を確保するために充てられた基本部隊は、國家的なものとしてとどめられる。

4 締約國は、國家海軍を一方では締約國が本條第一項に規定された防衛の責任を負擔するヨーロッパにあらざる領域の守護のため、及びこれらの領域との並びにその間の交通の保護のため、且つ他方では本條第二項に規定された國際的使命を帯びる結果として、また同様にこの條約が効力を發生する以前に北大西洋條約の枠内で締結された取極の結果として、締約國に生じた義務を履行するため配備することができる。

5 本條に規定された國家武裝軍の總兵力は、補充單位部隊を含み締約國政府間の合意によつて決定された歐洲防衛軍の各締約國の分擔を危うくする程度に擴大されてはならない。

締約國は、歐洲防衛軍の減少の結果として生ずることなく、締約國が歐洲防衛軍の配備においた分遣隊と、それに所屬しない軍隊との間に兵員の個別的交替を行う權限を有する。

第一一條

國內的秩序の維持を専ら擔當する憲兵及び親衛隊は、締約國內において徵募され且つ維持される。

これらの軍隊の國家的性格は、この條約によつて影響されるもの

ではない。

締約國の領域の中に存在する當該部隊の量と質は彼らの職務の限度を越えてはならない。

第二條

1 ヨーロッパにおける締約國の領域において動亂又は動亂の脅威のある場合には、この事態に對處するために必要なものとして、歐洲防衛軍にこの國によつて供給された分遣隊の部分は、右國家の要請により且つ關係會議は通告され、且つ總本部によつてその配備におかれる。

これらの單位部隊が使用される條件は、要請した締約國の領域における現行法によつて決定される。

2 直接的な援助を必要とする災害又は緊急状態の存在する場合には、歐洲防衛軍の單位部隊は、その國籍にかかわらず有利になるように、その協力を與えなければならない。

第三條

締約國が防衛の責任を負担しているヨーロッパにあらざる地域に影響する重大な危機に際して、この危機に對處するために必要なものとして、この國によつて歐洲防衛軍に供給された分遣隊の部分は、右國家の要請並びに北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の同意により、總本部によつてその配備におかれ、關係會議は通告される。かように分離された分遣隊は、その使用が危機に對處するためにはや必要でない以上は、前の配備にもどされる時まで共に共同體への所屬を中止する。

前記の分遣隊の歸還に關する軍事、經濟及び財政上の矛盾は、い

歐洲防衛共同體を設立するための條約

ずれの場合も、關係會議の三分の二以上の同意により、總本部によつて調査され且つ調整される。

第一四條

第一二〇條第一項に規定された領域外で遂行される國際的使命が、一締約國に委託されている場合には、その職務を果すため必要なものとして、この國によつて歐洲防衛軍に供給された分遣隊の部分は、右國家の要請並びに北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の同意により、三分の二以上の多數による關係會議の同意にもとづき總本部によりその配備におかれる。かように分離された分遣隊は、その使用が前記の使命を果すためにはや必要としない以上は、前の配備にもどされる時まで共に共同體への所屬を中止する。

第一五條

1 歐洲防衛軍は、徵兵による徵募的兵員と自由意思により長期に亙り勤務する職業的兵員とから組織される。

2 歐洲防衛軍は、後記第六八條、第六九條及び第七〇條の組織規定に従つて統合される。

歐洲防衛軍は、共通の制服を着用する。

歐洲防衛軍は、軍事議定書に規定された方式に従つて組織される。この組織は全會一致の關係會議によつて修正される。

3 單位部隊を組織することになつて分遣隊は、政府間の取極により定められた組織計畫に従つて締約國により供給される。この計畫は後記第四四條に規定された條件で修正することができる。

第一六條

欧州防衛共同體を設立するための條約

三八 (五〇六)

外敵によつて挑發され又はひき起された軍事的目的を有するすべての性質の攻撃に對する締約國の領域の對内的防衛は、各締約國のためにその領域の防衛の職務で特別なものとされたヨーロッパ的地位にある同種の部隊により確保され、且つ後記第一八條に規定された當局がその使用を所轄する。

第一七條

民間の保護は、各締約國によつて確保される。

第一八條

1 北大西洋條約機構を所轄する最高司令官は、本條第三項に規定された場合を除き、欧州防衛軍が充分な仕方で使用されるように組織し、裝備し、訓練し且つ準備されることを確保する權利を有する。

欧州防衛軍の使用が準備されると直ちに、同様の場合を除き、欧州防衛軍は、北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の配備のもとにおかれ、最高司令官は欧州防衛軍にその權限にもとづき掌握する權能と責任を行使し、且つ特に軍隊の連接並びに展開についての要求を共同體に提出する。要求に應ずる計畫は、後記第七七條に規定する所に從つて實施される。

欧州防衛軍は、その機關の軍事的權能の枠内で北大西洋條約機構に屬する機關から技術的指示を受ける。

2 戦時において、北大西洋條約機構を所轄する最高司令官は、前項に規定された軍隊に對してその權限を賦與された最高司令官の完全な權能と責任とを行使する。

3 對内防衛並びに締約國の領域に隣接する海洋の保護のため歐

州防衛軍の單位部隊が供される場合は、指揮及び使用を行う當局の決定は、北大西洋條約の枠内で締結された協定により若しくは北大西洋條約機構と共同體の取極によるものとする。

4 北大西洋條約が、本條約以前に失効する場合には、締約國は締約國間の合意により、いずれの當局に欧州防衛軍の指揮及び使用を委嘱するかを決定する義務がある。

第二章 共同體の機關

第一節 總本部

第一九條

この條約の規定に従い總本部に割り當てられた用務を果すために、且つこの條約に規定された條件のもとに、總本部は行動並びに管理の權能を賦與される。

第一九條 乙

總本部は、その構成員の任命と同時に職務を開始する。

第二〇條

1 總本部は、六年の任期により任命され且つその一般的權能に應じて選任された九人の構成員で組織される。

締約國の國民のみが總本部の構成員となることができる。總本部の構成員は、同一の國家の國籍を持つ二人以上の構成員を含んではならない。

満期構成員は、再任命を妨げない。

總本部の構成員の數は、全會一致による關係會議の決定により減

員することができる。

2 總本部の構成員は、彼らの義務を遂行するについていかなる政府からも強要されまた指示を受けることもない。構成員は、その職務の超國家的性格と矛盾するすべての行為を慎まなければならぬ。

各締約國は、この超國家的性格を尊重し、且つ彼らの用務の實施について總本部の構成員に影響を與えないことを約束する。

總本部の構成員は、彼らの職務期間にいかなる他の職業的活動を行つてはならない。

當該職務の終止後三年間は、總本部のいかなる前の構成員も、構成員又は關係會議が提訴する裁判所が、この職務と密接に關係するという理由により職務から生ずる義務と矛盾すると判断しうるいかなる職業的活動をも行つてはならない。この規定を犯す場合には、裁判所は關係人の恩給權の喪失を判決することができる。

第二一條

1 總本部の構成員は、締約國政府の合意によつて任命される。

2 この條約の効力發生に伴なう第一回目に任命される構成員は、彼らの任命の日から三年間職務を續行する。

この第一回目の期間内に、後記第二二條に規定された理由の一により缺員が生じた場合には、この缺員は本條第一項の規定によつて補充される。

同様な手續は、後記第三六條第二項が適用される場合において必要とされる通常改選にも適用される。

3 三年の最初の期間の滿了において、通常改選が行われる。

歐洲防衛共同體を設立するための條約

4 その後は、總本部の構成員の部分的改選が二年毎に三分の一ずつ行われる。

本條第三項に規定された通常改選の後、直ちに改選は最初の期間及び第二の期間の終了において夫々委任が滿了となつた構成員を任命するために任命の抽籤により關係會議によつて行われる。

5 總本部の構成員が、第三六條第二項の適用によつて、彼らの職務を辭する場合には、本條の第三項及び第四項の規定が適用される。

第二二條

通常改選とは別に、總本部の構成員の職務は、死亡、辭職、又は罷免によつて個別的に終了する。

死亡、辭職又は罷免された構成員は、任期の残つている委任の繼續のために、前記第二一條の規定する條件に従つて交代される。若しこの委任の残つている期間が三月以内である場合には交代を行う必要はない。

第二三條

總本部のすべての構成員は、その職務の行使に必要な條件を果すに至らず、又は重大な過失を犯した場合には、關係會議若しくは總本部の要請にもとづき裁判所によつて職務の罷免を宣告される。

同様な場合に、全會一致による關係會議は、一時的權原にもとづきその職務を停止せしめ且つ裁判所が宣告する時までその交代を準備することができる。

第二四條

1 總本部の議決は、出席した構成員の多數を必要とする。議決

投票が多数である場合には議長は裁決權を有する。それにもかかわらずいかなる議決も四賛成投票以下では行われることはできない。

2 内部規則は、定足數を決定する。定足數は少くとも五とされなければならない。

3 若し關係會議が第二〇條第一項に規定された條件によつて總本部の構成員の數を減少することを決定するならば、同様な條件のもとに前二項に規定された數を適當に修正することができる。

第二五條

1 締約國政府は、合意によりその構成員の中から總本部の議長を任命する。

議長の任期は四年とする。議長は再任命を妨げない。議長の任期は、總本部の構成員のそれと同様な條件で終了する。

2 議長は、總本部の構成員としての資格の滿了を原因として、議長としての任期の短縮を結果するような任命の抽籤によるすべての作用から除かれる。

議長が既に總本部の職にある構成員の中で選任されている場合には、總本部の構成員としての彼の任期は、議長の任期の滿了まで延長される。

3 通常改選の場合を除き、指名は總本部の構成員の協議の後に行われる。

第二五條 乙

第一回目のために、議長の任期は三年の後に終了する。

第二六條

1 總本部は、一般的な組織に関する規則を定める。殊にこれは

次のことを決定する。

a 團體責任の原則にもとづいて、總本部によつて集合的にとらねばならない種類の決定並びに彼らの各自の權能に従つて個別的にとられた總本部の構成員に委託された種類の決定。

b 安定した構成の必要を考慮した、總本部の職務の分配、同時に經驗が必要なものとなした修正を可能とせしめる職務の分配。この分配は、總本部の構成員の數に拘束をうけてそれと一致するものではない。

2 この規則の枠内で、

a 總本部は、その構成員の各々の權限を決定する。

b 議長は、

この權限の行使を整合する。

議決の實施を確保する。

役務の管理の義務を負う。

後記第一二三条に規定された條件と場合において、議長は一時的に特別な權能を賦與される。

第二七條

その權能の行使のため、總本部は決定をなし勸告を興え且つ意見を發する。

決定は、總本部のすべての部分を拘束する。

勸告は、彼らが表示する目的に關して拘束的であるが、これらの目的に達するため適當な手段の選擇を命ぜられた者に對しては、手段は自由である。

意見は拘束しない。

總本部が決定を行う権能を與えられている場合には、總本部は勸告を與えるにとどめることができる。

第二八條

すべての決定及び勸告、總本部のすべての意見は、關係會議によつて定められた方式に従つて公表され又は通告される。

締約國の政府に指示された總本部の決定、勸告又は意見は、その國によつてこの目的のために指定された當局に宛てられる。

第二九條

總本部は、周期的に關係會議に報告を行う。

總本部は、關係會議によつて總本部に要求された情報を與え、また關係會議によつて總本部に付託されたものの審議を行う。

總本部並びに關係會議は情報を交換し、且つ相互の協議を行う。

第三〇條

總本部は、この條約によつて總本部に割り當てられたすべての用務を引受けることを認可するため必要な民間人及び軍人を配備する。

總本部が、この目的で設置する局は、民間のものも軍のものも同様な資格で且つ同様な計畫により總本部に依存する。

第三一條

1 同一の國民系統の基本單位部隊の司令官以上の階級は、全會一致の關係會議の同意にもとづき、總本部の決定により授與される。

2 暫定的なものとして、歐洲防衛軍の同一國民系統の單位部隊における階級並びにすべての他の階級は、各締約國の意のままに授

歐洲防衛共同體を設立するための條約

與される。即ち

總本部の提案にもとづき権限を有する國家の當局により。

又は國家の當局との協議の後、關係する命令系統の梯隊の提案にもとづき總本部により。

3 a 基本單位部隊の指揮官、異なる國籍の單位部隊に對して權限を有する將官並びに關係會議により決定された總本部の一定の高官の職は、全會一致の關係會議の同意により總本部によつて賦與される。

b すべての他の軍職は、關係する命令系統の梯隊の提案を考慮して總本部の決定によつて授與される。

4 民間職に關しては、總本部に對して直接に責任を有する局長の任命は、關係會議の全會一致の同意にもとづき總本部によつて任命される。

第三二條

總本部は、締約國との、第三國との、そして一般にこの條約の目的を實施するために協力が需要であると認めたすべての國際機關とあらゆる有益な連繫を確保する。

第二節 總 會

第三三條

1 歐洲防衛共同體の總會は、一九五一年四月十八日の歐洲石炭鐵鋼共同體を設立する條約の第二〇條及び第二一條に規定された總會であり、ドイツ共和國、フランス及びイタリーの夫々に關して三人の代表者によつて補充される。この代表者は、他の代表者と平等

な方法において且つ平等な期限で選任され且つ最初の任期は、他の代表者のそれと同時に終了する。

かように補充された總會は、この條約によつて賦與された權能を行使する。若し總會が必要と考える場合には、總會の議長及び幹部を選任し且つ内部規則を制定することができる。

2 若し後記第三八條第二項に規定された議會が、その召集後一年内にいかなる合意にも達しない場合には、議會がその仕事を終える前に、締約國の合意によつて本條第一項の規定の改正を行うことができる。

第三四條

總會は毎年期に行われる。總會は十月の最後の火曜日に當然に開催する。この會期の期間は一ヶ月を越えてはならない。

總會は、總本部、關係會議、總會議長又はその構成員の多數の要求、若しくは後記第四六條に規定された場合において締約國の要求により臨時會期を召集することができる。

第三四條 乙

總會は、總本部が職務を開始した日以後一月に總本部の召集により會合する。總會の通常會期の繼續に關する第三四條の規定は、第一回目の會期に適用されない。

總會はその會合と同時に、この條約によつて總會に委託された權能を行使することができる。但し後記第三六條第二項に規定された不信任動議の表決を除く。不信任投票は、總本部が職務を開始した日から數えて一年を経過するまで行うことはできない。

第三五條

總本部の構成員は、總會のすべての會期に参加することができる。議長又は總本部により指名された構成員は、その要求について審問する。總本部は、總會又はその構成員によつて總本部に提出された問題を口頭又は書面で回答する。

關係會議の構成員は、すべての會期に参加し且つその要求について審問する。

第三六條

1 總本部は、毎年通常會期開催前一月に總本部の行動に關する一般的報告を總會に提出する。この報告を討議した總會は、それについて意見を述べ要求又は提案を表明することができる。

2 總本部の職務執行にもとづいて不信任動議が總會に提出されるならば、總會はかような動議について提出後少くとも三日以内に且つ公開投票によつて決定しなければならない。

若し不信任動議が、行われた投票の三分の二により且つ總會の構成員の全構成員の多數投票によつて採擇されるならば、總本部の構成員は總辭職しなければならない。彼らは前記第二一條の條件で彼らの交代が準備されるまで現在の仕事の遂行を繼續する。

第三七條

總會の内部規則は、總會を組織する構成員の多數により定められる。

總會の記録は、總會によつて定められた方法において公示される。

第三八條

1 本條第二項に規定された期間内に總會は次の事項を研究す

る。

a 民主的基礎にもとづいて選挙された欧州防衛共同體總會の創設。

b かような總會に賦與される權能。及び、

c 共同體の他の機關との關係においてこの條約の規定についてひき起され、必要に應じて殊に國家の妥當な代表制を確保するためなされなければならない修正。

この研究において總會は、殊に以下の原則を鼓吹する。

この過渡的機構から承繼される最終的性格の機構は、權力分立の原則にもとづき且つ殊に二院議會制度を含む究極的な連邦又は國家連合制の構成要素を組織するように改編されなければならない。

總會は、ヨーロッパ共同について現に存在する異なつた機構の並存から生ずる問題又は連邦若しくは國家連合制への總括を確保するために生ずるであろう問題を研究する。

2 總會の提案は、總會がその職務を開始した後六月以内に關係會議に提出される。この提案は、關係會議の同意により總會の議長によつて締約國政府に送られる。この提案は、締約國がそれを受領した日から數えて三月以内に、それを調査する目的のための議會が召集される。

第三節 關係會議

第三九條

1 關係會議は、總本部の行動と締約國政府の政策とを調整する一般的職務を有する。

歐州防衛共同體を設立するための條約

2 關係會議は、この條約の枠内で總本部の行動のために指令を與えることができる。

この指令は全會一致によつて與えられる。

關係會議の方からいかなる指令も與えられていない事項に關しては、總本部はこの條約の規定に従ひこの條約において確定された目的の實現を確保するために行動することができる。

3 この條約の規定に従つて、關係會議は、

a 決定を行う。

b 決定を行い又は勸告を與える前に總本部が必要とする同意を與える。

4 この條約に別段の規定がない限り、關係會議の決定は單純な多數によつて行ひ且つその同意が與えられる。

5 關係會議が、總本部から提議された場合には、いつでも關係會議は必ずしも投票を行うことなしに決議する。決議の議事録は總本部に送達される。

第四〇條

關係會議は、締約國の代表者によつて構成される。

各締約國は、その政府の構成員を派遣する。構成員は補充者によつて代理することができる。

關係會議は、あらゆる時期においてその職務を行使することができるような仕方で組成される。この目的のために各締約國は、常に遲滞なく關係會議の議決に参加することのできる一人の代表者を持たなければならない。

議長の職は、締約國のアルファベット順により關係會議の各構成

員によつて輪番で三月の期間執務する。

第四一條

關係會議は必要に應じて、少くとも三月毎には會合される。關係會議は議長の又はその構成員の一人若しくは總本部の發案により、關係會議の議長の召集によつて會合する。

第四一條 乙

關係會議は、條約が効力を發生すると同時に會合する。

第四二條

投票の場合に、關係會議の各構成員は、他の構成員のただ一人の委任を受けることができる。

第四三條

1 この條約が、單純な多數による關係會議の同意又は決定を要求している場合には、この同意又は決定は、左のものを取集める時になされる。

締約國の代表者の絶對多數の投票か。

投票が同數の場合には、締約國の全分擔の少くとも三分の二で共同體の處分を全體として一任された締約國代表者の投票か、である。

2 この條約が、關係會議の同意又は決定に對して特別な多數を要求する場合には、この同意又は決定は左の場合になされる。

若しこの多數が、締約國の全分擔の少くとも三分の二で共同體の處分を全體として一任された締約國の代表者の投票を含むときめられた多數か。

五締約國の代表者の投票を集めるか、である。

3 この條約が全會一致の關係會議の同意又は決定を要求する場合には、同意又は決定は、關係會議に出席し又は代理された構成員のすべての者の投票が取集められた場合になされる。投票の棄權は同意又は決定の採擇を妨げない。

4 本條第一項及び第二項において「分擔」の語は、前會計年度の間に現に支拂われた財政上の分擔の比率及び現在の半年の第一日に歐洲防衛軍を構成する定員の比率の間の平均價を意味する。

第四三條 乙

1 前記第四三條第四項の適用のため、軍隊の第一梯隊を編成している計畫の實施のため定められた時期まで、同項に規定された締約國から供給される分擔の所謂平均價は、左のような負債に對して評價される。

- | | |
|---------|---|
| ドイツ | 三 |
| ベルギー | 二 |
| フランス | 三 |
| イタリー | 三 |
| ルクセンブルグ | 一 |
| オランダ | 二 |

2 前項に規定された過渡的期間の間に、前記第四三條第一項において要求された分擔の額は、締約國の負債された分擔の總價格の少くとも十四分の九になつた場合、えられたものとみなされる。

第四四條

兵員の地位に關する規定及び一般的組織、兵員補充及び軍隊の大

きさと構成に關する規定の修正は、歐州防衛軍を設置する計畫の修正と同様に、關係會議の構成員又は總本部の提案にもとづき全會一致の關係會議の同意により行われ、總本部によつて實施される。

第四五條

關係會議は、議長及び總本部の構成員の給料、報酬及び恩給權を定める。

第四六條

三分の二の多數により關係會議は、その構成員の一の發案にもとづき總本部に對し、その權能の制限内ですべての措置をとるよう勧告をなすことができる。

若し總本部がこの勧告に従わないならば、關係會議又は締約國は前記第三六條第二項の適用の事項として總會に提案することができる。

第四七條

1 關係會議は、北大西洋條約機構理事會と共同體の關係會議との合同會議を、必要に應じて行うかを決定する。

2 兩理事會の合同會議において全會一致でなされた決議は、共同體の機關を拘束する。

第四八條

北大西洋條約機構と歐州防衛共同體との關係に關する議定書第四項に規定された關係會議の決定は、全會一致による。

第四九條

關係會議の決議の議事録は、締約國及び總本部に對して送達される。

歐州防衛共同體を設立するための條約

第五〇條

關係會議は、その會議規則を定める。

第四節 裁判所

第五一條

裁判所は、この條約並びに施行規則の解釋及び適用について法の尊重を確保する。

第五二條

裁判所は、歐州石炭鐵鋼共同體の司法裁判所である。

第五三條

裁判所は、その職務を履行するため、裁判議定書並びに第六七條に規定された裁判所規程に従つて、殊にヨーロッパ的性格をもつ下級裁判所を含む一つの裁判組織から援助される。

第五四條

1 裁判所は、一締約國、關係會議又は總會によつて總本部の決定又は勧告に對して提起された、法的權限の欠缺、本體的形式の侵犯、條約又はその適用のための法規の侵犯又は權利の濫用を理由とする取消の訴を裁判する權能を有する。

2 この訴は、決定又は勧告の公示若しくは通告後一月以内に提起されなければならない。

3 取消の場合には、裁判所は事件を取消の決定の執行に處する措置をとる總本部に還付する。

第五五條

1 若しこの條約の規定又は施行規則にもとづいて決定若しくは

勸告をなす義務がある總本部が、この義務を果さない場合には、締約國又は關係會議は總本部を提訴する義務がある。

同様なことは、この條約の規定又は施行規則にもついで決定又は勸告を行う能力ある總本部が、これを行わず及びこの不行使が權利の濫用を構成する場合にも妥當する。

2 總本部が二月の期間に、いかなる決定も又は勸告も行わないならば、訴はこの沈黙の結果とみなされた拒否の默示的決定に對して一月以内に裁判所に提訴される。

第五六條

1 若し締約國が一定の場合に、總本部の行爲又は不行爲が締約國に對して根本的な且つ持續的な攪亂をひき起す性質のものであると考える場合には、締約國は總本部を提訴することができる。

總本部は、關係會議と協議した後、必要に應じてかかる事態の存在を認め、またこの條約の枠内で共同體の基本的利益を安全にするすべてこの事態を終了させるためにとるべき措置を決定する。總本部は、それについて二週間以内にその決定をしなければならない。

2 裁判所は、この決定に對し又はかような事態の存在を否認する明示的又は默示的決定に對し、本條にもついで訴が提起された場合には、裁判所は請求を確認し並びに一時的權原ですべての必要な措置をとる權能を有する。

3 取消の場合において、總本部は裁判所の決定の枠内で本條第一項第二節に規定された目的を達するためにとるべき措置を決定する。

第五七條

1 裁判所は、一締約國、總本部又は總會によつて關係會議の決議に對して提起された法的權限の欠缺、本體的形式の侵犯、條約又はその適用のための規則の侵犯若しくは權利の濫用を理由とする取消の訴を裁判する權能を有する。

2 この請求は、關係會議の決議の公知の後、一月以内に締約國又は總本部によつて提起されなければならない。

第五八條

1 裁判所は、締約國又は總本部の請求により總會の議決を取消することができる。

この訴は、法的權限の欠缺又は本體的形式の侵犯にもつづく場合にのみ提起される。

2 請求は、總會の議決の公表の後一月以内に提起されなければならない。

第五九條

裁判所に提起された訴は、停止的効果を有しない。

裁判所は、しかし事情が要求されると考える場合には、問題の決定又は勸告の實施の中止を命ずることができる。

裁判所は、すべての他の必要な假の措置を命ずることができる。

第六〇條

裁判所は、裁判議定書並びに第六七條に規定された裁判所規程に從つて、共同體の民事責任及びその代理人の規則に關する訴訟を審理する權能を有する。

第六一條

裁判所は、裁判議定書及び第六七條に規定された裁判所規程に從

つて刑事事件について判決する権能を有する。

第六一條 乙

共通の軍刑法典が効力を發生する時まで、過渡的規定が裁判議定書によつて豫め定められる。

第六二條

第六七條に規定された裁判所規程の規定を害することなしに、裁判所は、總本部の決定又は勸告及び關係會議の決定の効力について國家裁判所に提起された訴訟がこの効力を理由としている場合には、先決事項として決定する專屬的の権能を有する。

第六三條

裁判所は、裁判所規程に従つて共同體により又はその利益のために締結した公法上又は私法上の契約に含まれた仲裁約款に則つて裁判する権能を有する。

第六四條

裁判所は、この條約の附屬規定において規定されたすべての他の場合についても裁判する権能を有する。

裁判所は、締約國の法律が權限をそれに賦與しているこの條約の目的と關係するすべての事件について裁判することができる。

第六五條

1 他の手段によつて解決されえないこの條約の適用に關する締約國間のすべての紛争は、訴訟の當事國である國の共同の請求により又はその一國の請求により裁判所に提起される。

2 裁判所は、またこの紛争が仲裁約款に則つて裁判所に繫屬される場合には、この條約の目的と關係する締約國の間にあるすべて

歐洲防衛共同體を設立するための條約

の紛争に對して裁判する権能を有する。

第六六條

裁判所の判決は、締約國の領域に執行される。

締約國の領域に對する強制執行は、この國家の各々における現行法に従つて行われる。殊に執行は、この國の立法において認められた方法と手段を有している締約國に關しては行うことができない。

この執行は、署名の後この判決の正本の眞正以外の他の制約なしに、判決が執行される領域において國家で用いられている執行方法で行われる。執行は、各政府からこのために任命された關係からの請求による執行方式で行うことができる。

第六七條

本節並びに裁判議定書の規定の適用は、締約國間の協定の形式で確立され、且つ殊に石炭鐵鋼共同體を設立する條約に附屬する裁判所規程の必要な修正を行つた裁判所規程において定められる。

第三章 軍事規定

第一節 歐洲防衛軍の機關及び管理

第六八條

1 地上軍を構成する種々の軍職の行動を結集する基本單位部隊は、同一國民系統の基本部隊から構成される。これらの基本單位部隊は、實効性の原則を可能とするように可動的なものである。基本單位部隊は、最大限度に兵站的機能を除き、且つその存立と維持のために統合された上級本部に依存する。

2 軍團は、異なる國民系統の基本單位部隊により構成される。但し戰術的必要又は組織的必要にもとづき及び北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の勸告により且つ關係會議の全會一致を以て總本部が決定した特別な場合を除く。戰術的支援の單位部隊及び兵站的援助の隊は統合された形式のものである。しかし聯隊又は大隊たる隊形の戰術的支援の部隊の單位は同種のものとしてとどまり、且つ國籍間の分擔は、基本單位部隊の間に存在する割合に従つて行われる。軍團の指揮權及び參謀部は統合される。この統合は、その使用の有効さを確保するため最も適當な手段で實施される。

3 基本單位部隊及びその支援隊並びに供給隊は、場合により北大西洋條約機構に所屬する軍團に吸収することができ、また相互に北大西洋條約機構に所屬する師團は、歐洲軍團に吸収することができる。

歐洲單位部隊を有機的に統合した北大西洋條約機構を所轄する軍團の指揮本部は、この單位部隊から生ずる部隊を統合し且つ相互的である。

第六九條

1 空軍の基本單位部隊は、同一國民系統の基本部隊から組織される。且つその各々は定められた基本的使命に應じて同質の戰鬥資材を與えられる。

この基本單位部隊は、できる限り兵站的機能を除去し、且つその使用と維持のために統合された上級本部に依存する。

2 異なる國民系統からなる基本單位部隊のある數は、統合された形式の上級本部の隊形のもとに集合される。但し戰術的必要又

は組織的必要にもとづき及び北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の勸告により且つ關係會議の全會一致を以て總本部が決定した特別な場合を除く。兵站供給の隊は統合形式のものであり、供給部隊の單位は同種國民的構成にとどまり、且つその國籍間の配分は、基本單位部隊の間に存在する割合に従つて行われる。

3 歐洲基本單位部隊及びその支援單位部隊は、北大西洋條約機構を所轄する指揮權のもとに吸収することができる。また相互に北大西洋條約機構に所屬する基本單位部隊は、歐洲の指揮權のもとに吸収することができる。

歐洲單位部隊を有機的に統合した北大西洋條約機構を所轄する指揮本部は、歐洲部隊を統合し且つ相互的である。

第七〇條

1 歐洲海軍は、締約國のヨーロッパの領域に近接する海洋の保護のために割當てられ、且つ諸政府間の合意によつてきめられた隊を以て組織する。

2 歐洲海軍の分遣隊は、同種國民系統の且つヨーロッパ的地位の集團から組成され、同様の戰術的使命を保有する。

3 これらの集團は、全體として又は單獨の場合により北大西洋條約機構に所屬する隊に合體される。その指揮權は、基本部隊が集團から供給された時に統合される。

第七一條

總本部は、全會一致の關係會議の同意のもとづき軍隊の組織の計畫を確立する。總本部は、その實施を確保する。

第七二條

1 歐洲防衛軍に勤務するため徵募による徵募的兵員は、現役服務期間勤務する。

2 その統一化は、總本部の報告にもとづき全會一致の關係會議の決定によりできる限り速かに實施される。

第七三條

1 各締約國における歐洲防衛軍の兵員徵募は軍事議定書に規定された共通の原則の枠内で各國家の法規によつて定められる。

2 總本部は、この條約の規定に従つて各締約國により實施される兵員徵募の實施を監視し、且つこの規定の確保のために必要な場合には締約國に對して警告を提示する。

3 締約國政府による共通の取極によつて決定された日以後、總本部は、この取極に約定された規則に従つて且つ軍事議定書に規定された共通原則の規定の枠内で兵員徵募を實施する。

第七四條

1 總本部は、共通の原則及び統一的方法に従つて歐洲防衛軍の訓練及び整備を行う。特に總本部は共同體の學校を管理する。

2 締約國の要求により、本條第一項に規定された原則の適用に際しては、憲法に則つてこの國家に生ずる特別な事態について、更に公用語を附加する考慮がなされる。

第七五條

歐洲防衛軍の動員計畫は、締約國政府との協議により總本部によつて準備される。

前記第三八條に規定された最終的機構を害することなく、動員を行う決定は締約國に屬する。動員の手段の實施は、總本部と締約國

歐洲防衛共同體を設立するための條約

の間の取極によつて決定された條件において、總本部と締約國との間に分配される。

第七六條

總本部は、必須の檢閲及び監督を行う。

第七七條

1 總本部は、北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の警告の枠内で歐洲防衛軍の領土的進駐を決定する。前記の事項に關し容易になされえない見解の相違ある場合には、總本部は全會一致による關係會議の承認によつてのみ、この警告を斥けることができる。

本條第一節に規定された一般的決定の枠内で、總本部は軍隊が駐留されるいずれかの國と協議した後、實施の決定をする。

2 基本的な點に關し見解の相違ある場合、關係國は、關係會議にその解決を求めることができる。右國家は、關係會議が三分の二以上の多數を以てこの意見に養成する場合には、總本部の意見に従わなければならない。

締約國が前記第五六條に従つて利用しうる權利は、本條の規定によつて影響されるものではない。

第七八條

總本部は、この條約の規定に従つて人員及び資材を管理する。

總本部は、歐洲防衛軍を組成する單位部隊に同一性を顧慮した兵員及び必需品の割當を確保するよう努めなければならない。

第七八條 乙

1 右の職務を達成すると直ちに、總本部は、

締約國の政府により採擇された取極の諸規定に従い、且つ北大

歐州防衛共同體を設立するための條約

五〇 (五一八)

西洋條約機構の計畫の枠内で第一本部隊の組織及び裝備の計畫を立案する。

分遣隊の訓練のために北大西洋條約の加盟國から求められる協力を決定し且つ組織する。

基本的な點について簡単な假規則を立案する。

2 その職務を達成すると直ちに、總本部は軍の第一本部の單位部隊の編成に着手する。

3 本條約が効力を發生すると直ちに、既に存在する單位部隊及びこの第一本部隊を完全にするために締約國によつて徵募された分遣隊は共同體に所屬し且つ軍事議定書に規定された條件のもとに、この條約に規定された權能をそれに對して行使する總本部のもとにおかれる。

4 總本部は、本條第一項に規定された計畫並びに原文をできる限り早く閣僚會議に提出する。

閣僚會議は次の方法で認證する。

全會一致により、軍の第一本部隊を組織するための計畫。

三分の二以上の多數により、他の原文。

その原文は、閣僚會議によつて認證されると直ちに、總本部によつて實施される。

第七九條

歐州防衛軍の構成員に適用される一般的軍紀の統一的規則は、締約國政府間の合意により定められ、且つ締約國の各々の憲法上の手續に從つて批准される。

第二節 歐州防衛軍の地位

第八〇條

1 この條約によつてそれに割り當てられた權能の行使に當り、且つ締約國の權利及び義務を害することなしに、

共同體は、歐州防衛軍及びその構成員に關して國家が、その國家の軍隊及び構成員に關して國際慣習法に從つて有すると同様な權利並びに義務を有する。

共同體は、締約國の一又はそれ以上を拘束する條約で定められた戰爭法規を尊重しなければならない。

2 それゆゑ、歐州防衛軍並びにその構成員は、國際法の見地よりすれば、國家の國家軍及びその構成員と同様の處遇の利益を享有する。

第八一條

1 共同體は、歐州防衛軍及びその構成員が國際法の規則にその行動を合致せしめるように努力する。共同體は、この軍隊又はその構成員によつて行われるかも知れぬこれらの規則のすべての偶發的侵犯の抑止を確保する。

2 共同體は、その權限の限度内でかような侵犯が第三國の軍隊又はその構成員によつて行われる場合に、刑事上の取締の措置並びにすべての他の適當な措置をとる。

それ以外に、締約國は、締約國で歐州防衛軍又はその構成員に對して行われた國際法の規則のすべての侵犯に對して、その權能の枠内で刑事上の取締の措置並びにすべての他の適當な措置をとる。

第八二條

歐洲防衛軍の地位は、特別協定によつて定められる。

第四章 財政規定

第八三條

共同體の財政上の管理は、この條約、財政議定書並びに財政規則の規定に従つて確保される。

この諸規定を顧慮して、財務監査官及び會計委員會を創設する、その職務は以下の條項において定められる。

第八四條

財務監査官は總本部から獨立し、且つ關係會議に對して責任を有する。財務監査官は、全會一致の關係會議によつて任命される。財務監査官の任期は五年とする。財務監査官は再任を妨げない。

第八五條

會計委員會は、締約國の各々の國民を包含する獨立の團體的官署である。

關係會議は、全會一致を以てこの委員會の構成員の數を決定し、且つ三分の二の多數により構成員と議長とを任命する。會計委員會の構成員の任期は五年とする。その職は再任命を妨げない。

第八六條

この條約が効力を發生すると直ちに共同體のすべての收入及びすべての支出は、年次共同豫算に計上される。

會計年度の期間は、一年に互るもので且つ一月一日を以て始ま

歐洲防衛共同體を設立するための條約

る。この日付は關係會議の決定によつて變更される。

第八七條

總本部は、締約國の政府と協議し且つ殊に第七一條の規定を考慮して共同體の豫算を準備する。軍備、裝備、給養並びに施設の共同計畫の案は、豫算案に附屬するものとする。

共同體の各々の機關の固有な收入及び支出は、通常豫算の特別な部の對象となる。

2 關係會議は、この案を會計年度の始まる前少くとも三月以内に受領する。

關係會議は一月の期間内に次のことを決定する。

a 全會一致により、支拂額及び契約額の總豫算額並びに後記第九四條に従つて決定された各締約國の分擔總額。この分擔額は、各締約國の憲法上の規則に従い當該國家の豫算への計上を確保された各締約國に歸せられた分擔額である。

b 三分の二の多數により費用の割當。

本項 a 及び b の規定は、後記第九九條に規定された對外援助に關する取極から生ずる收入及び支出に適用されるものでなく、また財政議定書に規定された共同豫算に全く免許されている收入及び支出にも適用されない。

3 關係會議によつてかように承認された共同豫算は、總會に送達され且つ總會は會計年度の始まる前遅くとも二週間にそれについての意思を表示する。

總會は、收入又は支出を附加し、縮少し、増大し又は取消す修正を提案することができる。この提案は、關係會議によつて採擇され

た豫算案の總支出額を増加することはできない。

總會は、投票數の三分の二の多數により及び總會の構成員の多數により、總豫算の廢棄を提案することができる。

4 前項に規定されたすべての場合において、總本部又は締約國は投票から十五日以内に、第二讀會を更に二週間に開くことを關係會議に要請する。總會の提案は、若し關係會議が三分の二の多數によつて承認した場合に採擇される。關係會議が十五日のこの期間内に開催されないならば、提案は關係會議によつて採擇されたものとみなされる。

第八七條 乙

1 前記第八七條と異なる取極によつて、條約の効力發生とこの歷年の終了との間の期間の會計年度に關する豫算手續は、關係會議のみが認可する。

支出に關しては、この豫算は欧州防衛軍を組織する前に單位部隊の編成の着手のためすべての締約國の軍事及び財政計畫を、できる限りの手段で考慮した上確定しなければならない。

2 この豫算の實施のため、總本部は權限ある國家の官署に、その固有の官署がこの用務を行使する地位にない限度で及び欧州防衛軍に關する支出を自からのために行使する監督を委任する。

3 この豫算が承認されるまで、且つその最初の支出にあてることが可能とするために、共同体は、締約國から後に分擔額に計上される前拂を受領する。これらの前拂から決濟される支出は共同豫算に還納される。

4 本條第一項に規定された會計年度に續く會計年度の豫算

は、この條約の規定に従つて準備され、決定され且つ實施される。但し

a この會計年度の豫算について締約國の分擔額は、割當のすべて他の方法を排除して北大西洋條約機構によつて採擇された手續に従つて確定される。

b かように確立された共同豫算が、北大西洋條約に對するその約束の履行又はこの約束を實現するために用いられた手段に關しては、締約國の政府又は議會によつて表明された意圖と一致しないと感ずるすべての締約國の要求により、共同体はかように決定された豫算を、北大西洋條約機構の權限ある當局に意見を求めるために提出する。

第八八條

1 若し會計年度の當初において、豫算がなお確定的に認められないならば、共同体は前年度の豫算額の十二分の一に等しい月割によつて、その支出にあてることができる。この權能は、會計年度の開始の日より三月後に終了する。この支出は前年の支出の四分の一を越えることはできない。

前節に規定された場合において、締約國は前會計年度の豫算に記載された分擔額の基礎によつて共同体に對して前拂を認めなければならぬ。これらの前拂は締約國の分擔額の中に計上される。

本項第一節に規定された期間満了において、豫算がなお確定しないならば、關係會議によつて決定された豫算は、總會がそれを審理するに少くとも二週間を持たしめることを條件として効力を生ずる。

2 必要な場合には、總本部は會計年度の過程の間に補充豫算案を提出することができる。補充豫算は通常豫算と同様な方法で認可されるその期間は二分の一だけ縮減される。

第九條

1 豫算は、部、款及び項に分けられる。豫算は總額において確立され、且つ共同體のすべての收入並びにすべての支出を含むものとする。

豫算は、特に數會計年度に亙る軍備、裝備、給養及び施設の共同計畫の實施に必要な年次の支出を包含する。

2 豫算は、三分の二の多數による閣僚會議によつて選ばれた共通の計算通貨により確立される。この計算通貨と國家的通貨との關係は各國によつて共同體に通告された公式の換算率による。

第九〇條

1 總本部は、自からの豫算において閣僚會議の三分の二の多數によつてか、又は財政規則によるかでそれと與えられた一般的又は特殊の授權の枠内で、その管理に關する職務の間で額の費用流用を行うことができる。この費用流用は、一般的授權によつて行われる場合には、常に財務監査官の認可を必要とする。

2 同様な條件の下に、類似的費用流用はその監理を確保する職務のために共同體の他の機關に賦與される。

第九一條

豫算の實施は、財政議定書の規定に従い、總本部及び共同體の他の機關によつて確保される。

豫算の確定及び實施について、共同體の機關は北大西洋條約機構

歐州防衛共同體を設立するための條約

に對して加盟國のためになされた約束を尊重しなければならない。この條約が効力を發生する以前に、第三國と締約國の間になされた契約は、その契約に署名した政府の合意により、共同體の利益に影響しない限度で行使されなければならない。

第九二條

豫算の實施は、財務監査官によつて監督される。

支出の約束を認許する總本部のすべての決定は、財務監査官の査證に付託される。財務監査官は、支出の豫算上の正當性と財政規則の規定との符合を證明する。

前記第五四條及び第五七條の規定を害することなしに、總本部は財務監査官の査證の拒否の場合を別として、支出のため財務監査官に特別な要求を書面を以て傳へることができる。この要求をうけた後、財務監査官は直ちにそれを閣僚會議に報告し、閣僚會議はできる限り速かにその問題を審議する。

財務監査官は、少くとも三月毎に閣僚會議に豫算の實施に關する報告を送達する。閣僚會議は、これを總會に通告する。この報告は、總本部の財政管理に關するすべての有用な意見を包含する。

財務監査官は、豫算案についてその意見を與える。この意見は總本部に通告される。閣僚會議は總會に付託される豫算案にこの意見を附加する。

第九三條

共同體の收入は次のものを含む。

- a 締約國によつて支拂われる分擔額。
- b 共同體の固有な收入。

c. 共同體が前記第七條及び後記第九九條によつて受領する額。共同體は、また同條によつて受領する性質の給付を處理することができる。

第九四條

この條約が効力を發生すると直ちに、締約國の分擔額は、北大西洋條約機構によつて採擇された手續に従い關係會議によつて決定される。

關係會議は、殊に締約國の財政的、經濟的及び社會的能力を考慮した上、その役割の公平な割當を確保するような分擔額の決定を行うために適當な方法を研究する。この方法は、關係會議の全會一致の認可によることを要し且つこの認可を次會計年度の始めから適用する。

かような方法について一致を缺く場合には、分擔額は北大西洋條約機構により採擇された手續に従つて決定することを續けられる。

第九五條

1 前條に従つて決定された分擔額は、各月の初日に十二分の一つづつ國家の通貨で支拂われる。關係會議は全會一致の決定によつて一國家がその國家の通貨以外の通貨においての分擔額の支拂をなすことを承認する。

2 換算率の變更ある場合には、分擔額について當然負擔すべく殘されている額は、新しい換算率にもとづく調整の對象となる。しかし、この調整に應ずる額についての共同體に對する債務額は、換算率の修正の結果として共同體が受けた損失に制限された額まで請求される。この制限は關係會議の全會一致によつて決定される。

締約國は、貨幣改革の場合に、契約當事者として國家によつてなされた處置の適用から共同體の契約について生ずる附加的な支出の全額を負擔する。

3 若し豫算の實施の間に、この通貨の換算率の公的修正なしには、一締約國の通貨の購買力が、締約國の通貨の購買力との關係において明白に下まわる場合には、關係會議は、總本部又は締約國の要求によりこの事態から生ずる共同體の損失の補充を可能とするように検討する。

第九六條

共同體は、豫算の確立及び實施の際、締約國間に又はそれらと第三國との間に、締約國の經濟的及び通貨の安定に影響する支拂を制限するために努力する。

財政規則は、この支拂が實施される條件に従つてその方法を定める。

若し豫算の實施の結果として、一締約國の經濟的並びに通貨上の安定が危くされるならば、總本部はこの國の要求並びに關係政府との合意によつて必要な匡正の措置をとる。若しこの措置についての合意が與えられないならば、關係會議は、總本部の又は一締約國の要求によりこの條約の規定に従つて問題を提起し且つ必要な措置をとる。

締約國は、共同體の利益のために國際的支拂について外國爲替法によつて科せられた制限を緩和することを義務づけられる。

第九七條

1 會計監察は、財政規則によつて定められた形式に従つて會計

委員會により實施される。

會計委員會は、證據書類にもとづいて、共同體の歳出豫算額の實施の合法規性と妥當な利用を監察する。會計委員會は、その監察の行動のために締約國の監察の機關から援助を求めることができる。

2 會計監査の結果についての報告は、關係會議に提出され、關係會議は會計年度の満了の後、遅くとも六月以内に總會に送達される。

この報告にもとづいて、會計委員會は審査期間にその財政的監督に關する各々の機關の責任免除を認可する提案を關係會議に付託する。關係會議は、この提案を受けそれについて決定をなす總會に送達する。

責任免除は、總會が三分の二以上の投票及び總會の構成員の多數によつて拒否されるのでなければ與えられたものとみなされる。

第九八條

締約國政府は、その職務の遂行のため使用する説明書の記録の送達を財務監査官及び會計委員會に要求することができる。

第九九條

總本部は、共同體から供給される物質的並びに財政的對外援助に關する問題を處理する。

共同體から供給される對外援助に關するすべての取極は、對外援助に關する財政議定書の特別な規定を害することなしに關係會議の決定により與えられる。

共同體は、關係會議の全會一致の同意によつて前記二條に規定された目的を達成するため、第三國に援助を與えることに同意すること

歐州防衛共同體を設立するための條約

とができる。

共同體又は締約國が受け入れたことから、歐州防衛軍に命じられた物質的對外援助は、總本部によつて管理される。

關係會議は、三分の二の多數決により、對外援助に關して、總本部の行動が一又はそれ以上の締約國の經濟的、財政的並びに社會的安定を危くしないことを保證するために、總本部に對して一般的指示をなす權能を有する。

第一〇〇條

共同體の民間人及び軍人の給與の條件は、その恩給權と同様に、この條約の附屬議定書によつて定められる。

第五章 經濟規定

第一〇一條

總本部は、締約國の政府と協議して、歐州防衛軍の共同の軍備、裝備、給養並びに施設の計畫を準備し且つ前記第九一條の規定に従つて計畫の實施を確保する。

第一〇二條

1 この計畫の準備と實施において、總本部は、次の義務を有する。

a 締約國の各々の技術的及び經濟的能力を最大限度に利用し、且つそれらの間のいづれかの經濟に重大な動搖を惹起すること

b 締約國によつて供給される分擔額を計算し、且つ通貨爲替

に關してこの條約で定められた規則を尊重する。

c 北大西洋條約機構に所屬する機關と共同して、兵員、裝備、給養及び施設を同じ程度に且つできるだけ速に簡易化し、標準化する。

2 關係會議は、前に述べられた原則の枠内で、一般的指令を總本部に與えることができる。この指令は、三分の二の多數によつて發せられる。

第一〇三條

1 計畫の實施のために必要な支出は、計畫の種々な部門の實施についての地理的割當の見積りを附加的に包含する豫算において表示される。豫算の認可はこの計畫の認可とみなされる。

2 總本部は、數年の期間に互る計畫を立案することができる。總本部は、この計畫について關係會議の認知を認め、且つ數年に互る財政的約束を包括するその計畫に對して原則的認可を與えることを關係會議に要求することができる。この認可は關係會議の三分の二の多數を必要とする。

第一〇四條

1 總本部は、關係會議及び締約國の政府と協議して計畫の實施を確保する。

2 總本部は、契約の作成、實施の監視、勞務並びに供給の仕方及び決済を確實にする。

總本部は、共同體のために最も有利な條件で、各締約國の資源を利用しうるようすべての種類の地方分權化された民間の役務を認可する。

3 契約の作成は、軍事上の祕密、技術的要求及び後記第四項に定められた規則による緊急な事情によつて正當化される例外を除き、可能な最も廣い競争に訴えた後になさるべきである。契約は、公開の又は制限された競賣後若しくは競賣なしに（合意の上で）提供を保證しうる請負人と締結される。請負人は、公開された競賣國において排除されることはない。國籍にもとづく除外は、締約國の管轄に屬する事に關して影響されるものではない。

前記第一〇二條の規定の枠内で、註文は最も有利な申出をなす者に與えられなければならない。

4 契約の作成、實施の監視、勞務及び供給の仕方並びに決済に關する手續の條件は、規則の方法によつて確定される。この規則は、總本部によつて、關係會議の同意に付託され關係會議の三分の二の多數によつて決定される。この規則は、同様の手續によつて修正することができる。

5 一定の額を超える契約は、總本部の決定前に締約國の各々の國民を含む契約委員會の意見に付託される。若しそれが權限ある契約委員會の意見をえられない場合には、總本部は、關係會議に理由ある報告を提出しなければならない。

この項の適用の條件は決定の方法によつて確定される。この規則は總本部により關係會議の意見に付託される。關係會議は三分の二の多數によつて定める。規則は同様な手續によつて修正される。

6 共同體と一締約國の領域に在住する第三者との間に締結された契約に關する紛争について、行政的管轄か司法的管轄か、事物管轄か土地管轄かの訴訟方法並びに適用される法規が決定される。

a 不動産については、不動産の所在地法による。

b 他のすべての物件については、行爲者の住所地法による。

この規則は當事者間の合意によつて變更することができる。但し管轄權の行政的又は司法的性格及び事物管轄權を害してはならない。

總本部は、通常、特殊な場合又は共同體に依存する裁判所に提訴される場合にはかような合意をなしてはならない。

7 若し總本部がこの計畫の實施において公の秩序の干涉又は企業の間一致した取極又は實行が、競争の通常の仕方を非常に曲げ若しくは制限していると認める場合には、總本部はそれを關係會議に提出する。關係會議はかような事態を匡正すべき措置を全會一致で決定する。

關係會議は、同様な條件のもとに一締約國によつても提出される。

第一〇四條 乙

第一〇四條第四項及び第五項に規定された規則は、この條約が効力を發生した後、遅くとも六月以内に關係會議の認可のために付託されなければならない。

この規則が頒布されるまで、總本部は締約國における現行法又は執行規定に従つて契約の作成を確保する。

第一〇五條

總本部が、計畫の全部又は一部の實施が例えば原料の供給の不充足、必需品又は設備品の缺乏又は法外に高い價格により實施できないと、若しくはその實施が要求された期限内に確保しえないという

歐州防衛共同體を設立するための條約

ような困難に當面すると認めるならば、總本部はそれを關係會議に提起し、且つこの困難を除去する相當な手段について關係會議と審議する。

關係會議は、全會一致により總本部と協議してとるべき措置を決定する。

前節に規定された措置について關係會議の全會一致の決定を缺く場合には、總本部は關係政府と協議した後、この計畫に規定された期間内に註文の設定及び實施を確保するため、且つ締約國の經濟の間に生ずる負擔をできる限り均等に分配する必要を考慮して、法外に高くはない價格において締約國に勧告する。關係會議は三分の二の多數によつて總本部にこの勧告をなすについての一般的指示を與える。

この勧告を受けた締約國は、十日以内にそれについて決定する關係會議に付託することができる。

第一〇六條

總本部は、この計畫の實施の手段と同様に、軍事的分野における科學的及び技術的研究についての共同計畫を準備する。この計畫は、歐州防衛軍の軍備、裝備、裝備、給養及び施設の共同計畫と同様な條件で、關係會議の認可に付託される。

總本部は、研究についての共同計畫の實施を確保する。

第一〇七條

1 戰爭資材の生産、第三國から產出され又は提供される戰爭資材の輸入及び輸出、戰爭資材の生産のために提供される設備に直接に關係する手段、同様に戰爭資材についての實驗上の模型の製作並

びに技術的研究は、後記第三項の適用される場合を除き禁止される。本條は、一定の戰爭手段の使用の禁止に關する國際法の規則を尊重して適用される。

2 前記第一項に規定された禁止の對象となる戰爭資材の種類は、この條に結合された附屬Ⅰに規定される。

この附屬は、總本部又は關係會議の一構成員からの發案にもとづき三分の二の多數による關係會議の決定によつて修正することができらる。

3 總本部は、本條の適用のため及び戰爭資材の生産、輸入及び輸出、並びに生産のために提供される設備に直接に關係する手段又は同様に戰爭資材についての實驗上の模型の製作並びに技術的研究に認可を與えるため手續を規則によつて定める。

4 總本部による認可の交付については、以下の規定が適用される。

a 總本部は、關係會議の全會一致の決定による場合を除き、戰略的に曝露された地域においては、この條に結合する附屬Ⅱにあげられた武器に關し免許を與えてはならない。

b 總本部は、締約國政府間の取極によつて定められた領域内でも、軍事的目的のために新しい火藥製造所について免許を與えてはならない。總本部は、本條の規定のために、組織によつてその嚴守を保證する常設的な検査官を任命してかような免許をなさしめなければならぬ。同様な手續は、附屬Ⅱの四項d節に規定された對空防衛のために使用される短距離誘導彈にも適用される。

c 輸出に關しては、總本部は、若し總本部が國家的安全及び

共同體の不時の國際的義務と矛盾しないと考えるならば免許を與える。

d 戰爭資材に關する實驗上の模型の製作並びに技術的研究に關しては、總本部がこの製造又はこの研究が共同體の對内的安全に對して損害を與えることはないことを認め限り、そして第三九條第二項に規定された條件で組織された關係會議によつて他の指示が與えられなければ免許が與えられる。

e 總本部は、歐州防衛軍の部分に包含されない締約國の軍隊に、並びに防衛の責任を引受ける締約國のいずれかと同盟する軍隊に必要な戰爭資材の生産、輸入及び輸出の一般的免許を與える。總本部は同様にこの免許の受益者が、その目的以上に利用しないことを確保する取締を行う。

f 總本部は、これらが民事上の目的のために限られた附屬Ⅰにあげられた產物に關する一般的免許を與える。且つ同様にこの免許の受益者がその目的以上に利用しないことを確保する取締を行う。

5 第三項に規定された規則は、三分の二の多數による關係會議の同意のもとづき總本部によつて決定される。規則は總本部又は關係會議の構成員の發案により三分の二の多數による關係會議の同意によつて修正される。

6 總本部の要求により裁判所は、第六七條に規定された裁判所規程によつて確定された條件で、本條の規定を侵犯する個人又は企業に對して以下の如く裁判する。

戰爭資材の生産、輸入及び輸出については、罰金及び料金は、理

由となる産物の價格の五十倍を超えることはできない。この最高額は殊に重大な場合又は再犯の場合には倍加されるか又は國家の通貨で一萬合衆國ドルに相應する額とすることができる。

技術的研究又は實驗上の模型の製作及び戰爭資材の生産を直接に行う手段に關しては、罰金の最高額は、國家の通貨で十萬合衆國ドルに相當する額とする。この額は殊に重大な場合又は累犯の場合においては、國家の通貨で百萬合衆國ドルに相當する額とすることができる。

第一〇七條 附屬 I

1 兵器

- a 携帶用火器。獵銃及び七ミリ以下の口徑の火器を除く。
 - b 機關銃
 - c 對戰車兵器
 - d 砲及び迫撃砲
 - e 對空兵器 (DCA)
 - f 煙幕、瓦斯及び火焰放射器
- 2 軍用のためのすべての種類の彈藥及びロケット
- a 第一節に規定された兵器のための彈藥及び手榴彈
 - b 自走兵器
 - c すべての種類の水雷
 - d すべての種類の地雷
 - e すべての種類の爆彈
 - f 軍用のための火藥及び爆發物。ロケットによる推進のために本源的に用いられた物資を含む。

歐州防衛共同體を設立するための條約

民間の使用に原則として用いられる生産物は除かれる。殊に、

花火化合物

雷管爆藥

雷酸水銀

鉛の窒化物

鉛の三・ニトロレンジルシノール (スタイフナート)

テトラゼン

鹽化爆藥

二硝酸トニエエン又は二硝酸ナフタリンを含む硝酸鹽爆藥

硝酸纖維火藥

黑色火藥

六〇%以下の濃度の過酸化水素

九九%以下の濃度の硝酸

三〇%以下のハイドジンの水酸化物

4 裝甲器材

- a 戰車
 - b 裝甲車
 - c 裝甲列車
- 5 すべての型の軍用艦艇
- 6 すべての型の軍用航空機
- 7 原子兵器
- 8 細菌兵器
- 9 化學兵器
- 10 前記 1、2、4、5、6 の項に列擧される目的の一つの構
- は後記附屬 II に與えられたものに限られる。

欧州防衛共同体を設立するための條約

六〇 (五二八)

成のためにのみ利用される構成部分。⁽²⁾

11 前記1、2、4、5、6の項に列擧される目的の一つの製造のためにのみ利用される機器。⁽²⁾

(1) 總本部は、使用が原則として民間のものである化學的及び生物的資材の必要な認可を與えることができる。若し總本部がこの例外と一致しえないと考える場合には、總本部によつて行使される取締は、専らその使用に向けられる。

(2) 前記10及び11の項に規定された機器に関する模型の製作及び技術的研究は、第一〇七條の規定のもとにあるものではなからず。

第一〇七條 附屬Ⅱ

この附屬は、後記ⅠからⅥ項に規定された兵器並びにこの兵器の生産のために特別に考案された生産手段を含むものとする。但しこの附屬のⅡからⅥ項の規定は、民間の需要のために又は基本科學並びに應用科學の分野において科學的、醫學的及び産業上の研究に利用されるすべての装置又は構成部分、器具、生産手段、産物及び機關を除外するものとする。

Ⅰ 原子兵器

a 原子兵器は、核燃料又は放射能の同位元素を含み又は使用して考案されたすべての兵器とする。且つ制限されない核の爆裂又は他の變化による若しくは核燃料又は放射能の同位元素による原子兵器は、重大な破壊、一般的被害又は重大な有毒性のものとされる。

b 原子兵器と同様と考えられる他のものは、a節に規定された兵器のために特別に考案され又はその基本的なすべての部分、装置、構成部分又は物質である。

c 五〇〇グラムを超える量でいずれかの一年の間に産出する

核燃料のすべての分量は、原子兵器のために特別に含まれ又は基本的に利用される物質とみなされる。

d 前の定義の中に用いられたような核燃料の用語は、プラトニウム、ウラニウム²³³、ウラニウム²³⁵、(ウラニウム²³⁵の重量で21%以上)に高められたウラニウムに含まれたウラニウム²³⁵を含む)及び核分裂により又は溶解により又は物質からの核の他の反作用により、原子エネルギーに評價しうる重量となることのできるすべての他の物質を含むものとする。前記の物質は、化學的又は物理的狀態の下において、物質がなるいずれかのものが核燃料とみなされるものでなければならぬ。

Ⅱ 化學兵器

a 化學兵器は、窒息の、有毒の、刺激の、麻痺の、發育調整の、反減摩劑のいずれかの化學的物質の反應の特性を、軍事的目的に利用することを特別に考案されたすべての装置及び機關を意味する。

b c節の規定を留保して、a節に説明された装置及び機關に利用されるような特性を持ち又は持ちやすい化學的産物は、この定義の中に含まれるものとする。

c 平時において民間の需要のみに用いられるa及びb節に説明された化學的産物の機關及び重量は、この定義から除外するものとする。

Ⅲ 生物兵器

a 生物兵器は、有毒な昆虫又は有毒な他の生きている生物又は死した生物又はその産物を軍事的目的に利用するため特別に考

案されたすべての装置及び機關を意味する。

b c 節の規定を留保して、a 節に説明された装置又は機關に利用されるような性質を有している有毒な昆虫、生物並びにその産物は、この定義に含まれるものとする。

c 平時において民間の需要のみに用いられる a 及び b 節に説明された有毒な昆虫、生物及びその産物の装置、機關及び重量はこの定義から除外するものとする。

W 長距離砲、誘導弾、誘導地雷

a d 節の規定を留保して、長距離砲及び誘導弾は、前戦争中に使用された V 型の及び後にその改修によるような兵器に包含される機關の内部又は外部に設けられた装置又は仕掛により發射の時に後、その速度又は進行方向が誘導されるような機關を意味する。燃焼は速度を誘導しうる仕掛とみなされる。

b d 節の規定を留保して、誘導地雷は最近の戦争において使用されている地雷及び後にその改修によるような地雷を含み、外的な原因のみから生ずる誘導によつて爆裂が自動的に起る水雷の如きものを意味する。

c a 及び b 節の中に説明された兵器の中に又は共に使用するため特別に考案された部分、装置又は構成部分は、この定義に含まれるものとする。

d 對空防衛のための近距離砲及び短距離誘導砲は、以下の最高度の性質に應じてこの定義から除外するものとする。

砲長

二、メートル

口徑

三〇、センチメートル

歐州防衛共同體を設立するための條約

速度

六六〇、メートル、セコンド

射程

三二、キロメートル

彈體及び爆藥の荷重の重量、二二・五、キログラム

V 小防衛艦以外の軍艦

小防衛艦以外の軍艦については、以下のものと了解する。

a 一五〇〇トンを超える排水量の軍艦

b 潜水艦

c 蒸氣機械、内燃機關、ガスタービン又は反撥機關による以外の推進機による軍艦

VI 軍用機

この用語には、軍用機及びそれを構成する次の部品を含む。

a 機體・中心部の骨組、翼の骨組、桁

b 反撥機關・タービンコムプレッサーの廻轉子、タービンゼ

スカス、燃焼装置、排氣コムプレッサーの廻轉子

c ピストンモーター・シリンダーブロック、タービンコムプレッサーの廻轉子

第一〇七條 乙

第一〇七條第三項の規定された規則は、この條約が効力を發生した後三月以内に閣僚會議に付託される。その間に、總本部はそれについて免許を與える。

第一〇八條

1 後記第一一四條の規定を害することなく、總本部は前記第一〇七條の附屬において限定された戰爭資材について、その職務の達成に必要な情報を直接に企業に對して要求することができ、且つそ

れは關係政府に通告される。

總本部は必要な検査をその機關によつて行う。

2 總本部の要求により、裁判所は第六七條に規定された裁判所規程に定められた條件で、この條の規定の適用によつて決定がなされたことによつて生ずる義務を行わない又は故意に虚偽の情報を與えた企業に對して、最高額が年間取引額の一パーセントの罰金及び最高額が遲滞の日によつて日毎取引額の五パーセントの料金を科することができる。

第一〇九條

諮問委員會は、前記第一〇一條及び第一〇二條に規定された用務の履行において補佐するため總本部の傍に設置される。諮問委員會は少くとも二〇そして最大三四の構成員から構成される。諮問委員會は、殊に生産者の代表及び労働者の代表を包含し、この代表は、生産者代表と労働者の代表とを平等の數とする。

委員會は各締約國の國民を包含する。

諮問委員會の構成員は、個人的資格で且つ二年間三分の二の多數による關係會議によつて任命される。構成員は、いかなる命令又は指示にも拘束されない。

諮問委員會は、その構成員の間からその議長と幹部を任命し且つその任期は一年とする。諮問委員會はその内部規則を定める。

諮問委員會の構成員に與える歳費は、總本部の提案にもとづき關係會議によつて決定される。

第一一〇條

諮問委員會は、軍備、裝備、給養及び施設の共同計畫の準備又は

實施にもとづく經濟的及び社會的性質の問題に關して總本部と協議する。總本部は、その審議に有用な情報を諮問委員會に通告する。

諮問委員會は、總本部の要求によりその議長によつて召集される。

諮問委員會の議決の議事録は、委員會の意見と同時に、總本部及び關係會議に送達される。

第一一一條

總本部は、締約國の政府と協議して締約國の經濟的資源の利用に關する計畫を準備する。

第六章 一般規定

第一一二條

締約國は、共同體の機關の決定並びに勸告から生ずる義務の行使を確保し且つ共同體の職務の遂行を容易にするについて、適當なすべての一般的又は特別の措置をとることができる。

締約國は、この條約の規定と矛盾するいかなる手段をもとらないことを約束する。

第一一三條

共同體及び締約國のすべての機關及びすべての局は、共同の利害關係を有する問題に關して緊密に共同する。

機關及び局は、後に取極に従つて規定されるであろう行政的並びに司法的問題について相互に援助を與える。

第一一四條

1 締約國は、その職務の遂行に必要なすべての情報を總本部の處置に一任することを約束する。總本部は、必要な検査を行わしめることを政府に要求することができる。總本部の理由ある要求によつて、その機關は検査の實施に參與することができる。

關係會議は、三分の二の多數により前節の適用に關して一般的指示を與える。

若し締約國が締約國に要求された情報が、總本部の職務の遂行のために必要でないと思ふならば、締約國は十日以内に裁判所に提訴することができる。これは緊急に判決される。提訴は停止的効果を有する。

2 共同體の機關、その構成員及び監督官は、その性質上職務上の祕密又は軍事上の祕密を含んでいる情報を公に知らせてはならない。

この祕密保持の規定の侵犯から損害が生ずる場合には、裁判所における損害賠償の訴の對象となる。

第一一五條

總本部の權限の枠内で、監督的職務を總本部によつて科せられた監督官は、締約國の領域における個人の、公的又は私的企業に對し、その職務の遂行のために必要な範圍で、この國家の法により權能が比例する行政官吏と同様な權利及び權能を賦與される。この職務を科せられた監督官の監督的職務と地位は、關係國に遲滞なく通告される。

關係國の監督官は、その國家の要求又は總本部の要求により検査の實施に參與する。

歐州防衛共同體を設立するための條約

第一一六條

總本部は、締約國の領域において、締約國間の協定によつて定められた條件に従い、その職務の遂行について必要な特權並びに免除を享有する。

第一一七條

若し總本部が、一締約國がこの條約によつて締約國に科せられた義務を行つていないと考える場合には、總本部はこの國家にそれについて通告し且つその抗議の認知を求める。締約國は一月以内に意思を表明しなければならない。

若し更に一月の期間後に意見の相違が固執されているならば、總本部又は原因となつてゐる國は裁判所に提訴することができる。これは緊急に判決される。

裁判所の決定は關係會議に通告される。

第一一八條

共同體の機關の所在地は、締約國政府間の取極によつて定められる。

第一一九條

共同體の機關によつて使用さるべき用語の規則は、軍事議定書の第五章の規定を害することなく、關係會議の全會一致の決定によつて定められる。

第一二〇條

1 この條約は、締約國のヨーロッパの領域に適用される。

2 關係會議の全會の一致の同意にもとづく總本部の決定は、

a 歐州防衛軍の基本單位部隊を、北大西洋條約機構を所轄す

る最高司令官の同意により、北大西洋條約第六條に規定された地域で且つ本條第一項に規定された地域に含まれない領域に駐留させることができる。

b 共同體の設置する學校、建造物及び訓練本部を、第一項に規定された以外の領域で、且つ本項 a 節に規定された地域で並びに北回歸線以北のアフリカにも設置することができる。

3 左記事項の決定に關しては、各締約國の憲法上の規則の要求するところに従い、議會の承認の後、閣僚會議の全會一致により、歐州防衛軍の基本部隊を、第二項 a 節に規定された以外の地域に對しても駐留せしめることができる。

・ 共同體の學校、建造物及び訓練本部は、第一項及び第二項 b 節に規定された以外の地域に對しても設置することができる。

右決定は北大西洋理事會と協議した後、北大西洋條約機構を所轄する最高司令官の同意により行われる。

4 締約國は、歐州防衛軍に供給する分遣隊の必要のため、本條第一項に規定されない地域においても徵募する權利を與えられる。但しその管轄權に屬するか、又はいづれかのために締約國が國際的責任を負擔する地域に限られる。

第二二一條

締約國は、この條約と矛盾するいかなる國際約定にも加入しないことを義務づけられる。

第二二二條

締約國は、この條約において規定された以外の規則の方法で、この條約の解釋又は適用に關する紛争を解決するため締約國間に存在

する條約、協定又は宣言に訴えないことを約束する。

第二二三條

1 重要且つ緊急な必要がある場合、閣僚會議は一時的權原で、共同體の機關又は共同體の他の權限ある組織に、共同體の一般的職務の限度でその事態に對處するため、且つ前記の目的の實現を確保するため必要な權能を引き受け又は授權する。この決定は全會一致を以てなされる。

重要且つ緊急な必要がある場合は、前記第二條第三項に規定した事情が存在するか、同日付の締約國と連合王國との條約によるか、又は歐州防衛共同體の締約國と北大西洋條約機構の加盟國間の相互援助に關する附屬議定書によるか、若しくは全會一致による閣僚會議のこの事態についての宣言による場合をいう。

2 本條第一項に從つてとられた假の措置は、緊急状態が三分の二の多數によつて閣僚會議が宣言した緊急状態の終了の日に適用をやめる。

常態において權限を有する諸機關は、この條約に規定された條件で、この措置の實行の維持について決定する。

3 本條は、攻撃に對處するため歐州防衛軍を活動させることに影響するものではない。

第二二四條

この條約において規定されていない場合に、總本部の決定又は勸告が共同體のためになる職務並びにその目的の實現をその一般的職務の枠内で確保するために必要とされる場合には、この決定又は勸告は閣僚會議の全會一致の同意により與えることができる。

若し總本部が發議しないならば、關係會、つて議は一締約國によ付託され、且つ關係會議は全會一致によつて總本部にかような決定又は勸告をなすことを指示することができる。これについて規定された期間内に、關係會議の決定に従つて總本部が行動をとらない場合には、關係會議は單純な多數によつてこの措置をとる權能を與えられる。

第一二五條

この條約の適用の方法について經驗が豫知しなかつた障害を示し、それが總本部の權能の行使に關する規則の適當な修正の採擇を要求するならば、修正は關係會議の全會一致の決定によつて行ふことができる。但し修正は前記第二條の規定又は總本部の權能と共同體の他の機關に賦與された權能との關係を害してはならない。

第一二六條

各締約國の政府並びに總本部は、この條約の修正を提案することができる。この提案は關係會議に付託される。若し三分の二の多數によつて關係會議が締約國の政府の代表よりなる議會の開催を望ましいとする場合には、條約規定の提案された修正を合意によつて決定するため、會議は關係會議の議長によつて直ちに召集される。

この修正規定は、すべての締約國によつてその夫々の憲法上の手續に従つて批准された後、効力を生ずる。

第一二七條

この條約の規定において、「この條約」の用語は條約の條項として規定されたもの並びに以下のものを包含するものとする。

1 軍事議定書

歐州防衛共同體を設立するための條約

2 裁判議定書

3 軍刑法に關する議定書

4 財政議定書

5 共同體の軍人及び民間人の給與基準並びに恩給權に關する議定書

6 ルクセンブルグ大公國に關する議定書

7 歐州防衛共同體と北大西洋條約機構との關係に關する議定書

8 北大西洋條約加盟國に對する歐州防衛共同體の締約國の援助義務に關する議定書

第一二八條

この條約は、その効力を發生した日から五十年間有効である。

歐州聯邦若しくは國家連合の確立以前に、北大西洋條約が失効し、又は北大西洋條約機構の組成が根本的變化を受けた場合、締約國は生じた新しい事態について協議する。

第一二九條

すべてのヨーロッパの國は、この條約への加入を求めることができる。關係會議は全會一致で、總本部の賛同をえた後、且つ全會一致によつてその加入のための條件を定める。加入は加入書のこの條約の寄託國の政府に寄託された日に効力を發生する。

第一三〇條

單一の原文において起草されたこの條約は、フランス共和國政府の記録に寄託され且つその正當な認證謄本は他の署名國の政府の各々に送達される。

その職務の開始と同時に、關係會議は原文以外の他の用語におい

歐州防衛共同體を設立するための條約

てこの條約の眞正な本文を確定する。相違ある場合には原文の本文が支配する。

第一三一條

この條約は批准されなければならない、且つその規定は各締約國の憲法上の規定に従つて實施される。批准書は、フランス共和國政府の記録に寄託され、他の締約國の政府にその寄託が通告される。

第一三二條

この條約は、最後の手續を行う署名國の批准書の寄託の日に効力を發生する。

すべての批准書が、この條約の署名後六月の期間内に寄託されない場合には、寄託をなした國家の政府はとるべき措置について彼ら自身の間で協議する。

以上の證據として、下名の全權委員は、本條約の末尾にその署名を行い且つ捺印を行った。

一九五二年五月二十七日

パリにおいて

コンラート・アデナウアー

ポール・ヴァン・ゼーランド

ロベール・シューマン

アルシイデ・デ・ガスペリ

ジョセフ・ベッシェ

アントニー・エダン

あとがき

本稿作成に當り資料を提供された外務省歐米局第四課長、法眼晋作氏に心から謝意を表する次第である。

なおこの條約に對して積極的であつたオランダは、七月二十三日下院が他の署名國に先がけて歐州軍條約批准法案を可決し、上院に回付され、また同日ドイツ聯邦共和國憲法裁判所は、十月この條約の違憲問題を裁定する豫定と發表した。